

令和4年3月1日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年2月25日付託分)

附 属 資 料

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	1
2	神奈川県統計調査条例 新旧対照表	2
3	神奈川県行政書士試験手数料条例 新旧対照表	3
4	神奈川県手数料条例 新旧対照表（政策局関係）	4

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	平成29年1月1日から令和4年3月31日まで
(略)			(略)		
NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	(新規)		

2 神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>（調査票情報の提供）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>（1） この条例若しくは神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）又は<u>統計法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（調査票情報の提供）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>（1） この条例若しくは神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）又は<u>統計法、_____個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u>若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>4～6 （略）</p>

3 神奈川県行政書士試験手数料条例（平成12年神奈川県条例第3号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(手数料の徴収) 第2条 知事は、行政書士法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験を受けようとする者から、行政書士試験手数料として、1件につき<u>10,400円</u>を徴収する。</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 知事は、行政書士法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験を受けようとする者から、行政書士試験手数料として、1件につき<u>7,000円</u>を徴収する。</p>

4 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表（政策局関係）

改正			現行		
別表（第2条関係） 1 政策局関係			別表（第2条関係） 1 政策局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項の規定に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)	4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項の規定に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
5 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査	(略)	(略)	5 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査	(略)	(略)